

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1条から第4条まで（略） （従業者）</p> <p>第5条（略） 2～6（略）</p> <p><u>7 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第6条（略） 2～6（略）</p> <p><u>7 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第7条から第39条まで（略） <u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第39条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携</u></p>	<p>第1条から第4条まで（略） （従業者）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第6条（略） 2～6（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第7条から第39条まで（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正	現 行
<p><u>が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行するときの所在の確認)</p> <p><u>第39条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>第40条から第44条まで (略)</p> <p><u>第45条 削除</u></p> <p>第46条から第53条の2の3まで (略) (準用)</p> <p>第53条の2の4 第4条、第7条、第8条、<u>第12条から第44条まで及び第46条から</u>第53条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。 (従業者)</p> <p>第53条の2の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障が</u></p>	<p>(新設)</p> <p>第40条から第44条まで (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第45条 児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所の管理者は、通所している障害児に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う者として懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関し障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどその権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第46条から第53条の2の3まで (略) (準用)</p> <p>第53条の2の4 第4条、第7条、第8条<u>及び第12条から</u>第53条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。 (従業者)</p> <p>第53条の2の5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正	現行
<p><u>ない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第53条の3から第54条まで (略) (従業者)</p> <p>第55条 (略) 2～3 (略)</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第56条及び第56条の2 (略) (準用)</p> <p>第57条 第7条、第11条本文、第12条から第24条まで、第25条第1項から第3項まで、第26条から第40条まで、<u>第42条から第44条まで、第46条</u>、第48条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援事業者及び指定医療型児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第36条」と、第23条第3項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第57条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第57条において準用する次条」と、第33条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第10号を除く。)に掲げる」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第57条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第57条において読み替えて準</p>	<p>第53条の3から第54条まで (略) (従業者)</p> <p>第55条 (略) 2～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第56条及び第56条の2 (略) (準用)</p> <p>第57条 第7条、第11条本文、第12条から第24条まで、第25条第1項から第3項まで、第26条から第40条まで、<u>第42条から第46条まで</u>、第48条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援事業者及び指定医療型児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第57条において読み替えて準用する第36条」と、第23条第3項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第57条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第57条において準用する次条」と、第33条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第34条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第10号を除く。)に掲げる」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第57条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第57条において読み替えて準</p>

改正	現行
<p>用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第57条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第57条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第57条において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第58条から第60条の6まで（略） （準用）</p> <p>第60条の7 第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第29条まで、第31条、第33条から第37条の2まで、<u>第39条の2、第39条の3第1項、第40条</u>から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第60条の7において準用する次条」と、第31条、第37条第2項ただし書及び第41条中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号（第4号、第9号及び第10号を除く。）に掲げる」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条第1項中「前条」とあるのは「第60条の7において準用する前条」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条の7において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条の7において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>る第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第57条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第57条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第57条において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>第58条から第60条の6まで（略） （準用）</p> <p>第60条の7 第7条、第12条、第13条（第3項ただし書を除く。）、第14条から第29条まで、第31条、第33条から第37条の2まで、<u>第40条</u>から第44条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定居宅訪問型児童発達支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第60条の7において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第60条の7において準用する次条」と、第31条、第37条第2項ただし書及び第41条中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号（第4号、第9号及び第10号を除く。）に掲げる」と、第37条第3項中「従業者及び管理者」とあるのは「従業者」と、第42条第1項中「前条」とあるのは「第60条の7において準用する前条」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第60条の7において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第60条の7において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第60条の7において準用する第51条第2項」と読み替えるものとする。</p>

改正	現行
<p>第61条から第64条まで (略) (準用)</p> <p>第65条 第7条、第12条から第24条まで、第25条第1項から第3項まで、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第37条の2まで、<u>第39条の2、第39条の3第1項、第40条</u>、第42条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで、第60条の5及び第60条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業、指定保育所等訪問支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは、「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第65条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第65条において準用する次条」と、第31条及び第37条第2項ただし書中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第4号、第9号及び第10号を除く。)に掲げる」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第65条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第65条において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第65条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第65条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第65条において準用する第51条第2項」と、第60条の6中「障害児又は」とあるのは「障害児、」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。</p>	<p>第61条から第64条まで (略) (準用)</p> <p>第65条 第7条、第12条から第24条まで、第25条第1項から第3項まで、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第37条の2まで、<u>第40条</u>、第42条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで、第60条の5及び第60条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業、指定保育所等訪問支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業所について準用する。この場合において、第7条中「場合」とあるのは、「場合であって、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねていないとき」と、第12条第1項中「第36条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する第36条」と、第25条第1項中「次条第1項」とあるのは「第65条において読み替えて準用する次条第1項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第27条中「前条」とあるのは「第65条において読み替えて準用する前条」と、同条第1号中「次条」とあるのは「第65条において準用する次条」と、第31条及び第37条第2項ただし書中「通所している障害児」とあるのは「障害児」と、第36条中「次に掲げる」とあるのは「次の各号(第4号、第9号及び第10号を除く。)に掲げる」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第1号中「第21条第1項」とあるのは「第65条において準用する第21条第1項」と、同項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第65条において準用する第34条」と、同項第4号中「第43条第2項」とあるのは「第65条において準用する第43条第2項」と、同項第5号中「第49条第2項」とあるのは「第65条において準用する第49条第2項」と、同項第6号中「第51条第2項」とあるのは「第65条において準用する第51条第2項」と、第60条の6中「障害児又は」とあるのは「障害児、」と、「家族」とあるのは「家族又は訪問する施設」と読み替えるものとする。</p>